

横須賀市議会 I C T 化倫理指針

平 16. 3. 24

改正 平 27. 6. 26

改正 平 29. 6. 16

（目 的）

この指針は、本市議会の I C T 化における倫理に関する基本的な事項を定めることにより、高度情報社会に適応した議会情報の適正な発信及び円滑な運用を図り、より開かれた議会を実現することを目的とする。

（議員の責務）

議員は、横須賀市議会議員政治倫理条例（平成 12 年条例第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する議員の責務を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

（パソコンの取り扱い）

議員は、貸与されたパソコンを善良な管理者として適切に管理するものとし、その使用は議会内部に限るものとする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

（情報の受発信）

議員は、情報の受発信において次の事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、議員個人又は会派等の責任において行うものとし、必要な場合はその旨を明記するものとする。
- (2) 電子メールの使用については、議員活動に限るものとする。
- (3) ホームページ等で発信する情報については、一般社会の法的規範を遵守し、いやしくも、他者を誹謗中傷するようなことがあってはならない。
- (4) 情報の受発信においては、公職選挙法に抵触することのないようにしなければならない。

（セキュリティ対策）

議員は、議会内情報及びネットワークの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。